

点検すべき施設及び報告の概要

管理者 点検者	対象施設	地震			すべての災害		
		気象庁 震度発表 名称	点検報告・連絡		被害報告		
			震度		連絡先	大規模地震	地震・大雨・洪水・暴風・高潮・津波 等
			4 以上	5 弱以上			
御殿場市	東山湖	御殿場市秋原 183-1	/	24時間以内 (様式F)	①現場点検に行く時、又は行く予定 ②点検結果報告 【平日 勤務時間中】 東部農林事務所 農村整備課 電話：055-221-2165 FAX：055-920-2167 E-mail: tounou-nouson@pref.shizuoka.jp 【平日時間外・休日】 佐藤： 通じない場合 清：	12時間以内 (様式A 346-2, 様式C ポンチ絵)	※左記、対象施設に関わらず、 農地・農業用施設等が”被災した場合” ・速やかに電話連絡（原因・場所・施設・所有者・概要）翌日9時までには連絡を！ ・被害速報 3日以内（様式G, H）
伊豆市	日向池		/				
伊豆の国市	長瀬ため池		24時間以内 (様式F)				
	城池		/				
	すかほため池		/				
函南町	牧場池		/				
	柏谷池		/				
小山町	中島貯水池		24時間以内 (様式F)				
	棚頭揚水池		/				
県	南条揚水機場と用水路トンネル	伊豆の国市 四日町	/				
県	地すべり 小下田	伊豆市土肥	/	点検報告	/		
県	工事中県営施設	現場による	/	/	農林事務所監督員等	12時間以内 (様式B, C)	

※各報告様式は、東部農林事務所HPに掲載

6/21御殿場市連絡あり